元離宮二条城本丸御殿公開運営計画策定及びサイン等作成業務委託

仕 様 書

令和5年6月 京都市文化市民局元離宮二条城事務所

世界遺産 元離宮二条城

二条城は1603年(慶長8年)、江戸幕府初代将軍徳川家康が、天皇の住む京都御所の守護と 将軍上洛の際の宿泊所とするため築城したものです。

3代将軍家光の時代、後水尾天皇行幸のために城内は大規模な改修が行われ、二之丸御殿にも狩野探幽の障壁画などが数多く加えられました。壮麗な城に、天皇を迎えることで、江戸幕府の支配が安定したものであることを世に知らしめたものです。

1867年(慶応3年)には15代将軍慶喜が二之丸御殿で「大政奉還」の意思を表明したことは日本史上あまりにも有名です。

二之丸御殿、二之丸庭園、唐門など、約400年の時を経た今も絢爛たる桃山文化の遺構を見ることができます。1994年(平成6年)、ユネスコ世界遺産に登録された二条城は、徳川家の栄枯盛衰と日本の長い歴史を見つめてきた貴重な歴史遺産と言えます。

二条城本格修理事業

本市は、2011年(平成23年度)からおよそ20年の歳月をかけ、28棟ある文化財建造物をはじめ、城内全ての歴史的建造物を中心に修理や整備を行います。二条城の文化財としての価値を守り、京都を代表する文化観光施設として観覧者の安心・安全を確保するため、構造補強を含む本格的な保存修理を行っています。

これまでに、重要文化財「唐門」、「築地」、「東大手門」の保存修理工事を完了、現在は重要文化 財「本丸御殿」の保存修理工事を行っています。

また、「本丸御殿」の公開に向けた整備計画について、令和4年12月に「元離宮二条城本丸御殿等環境整備計画」を策定しました。

本業務委託は、令和6年3月に保存修理工事完了予定の「本丸御殿」について、「元離宮二条城 本丸御殿等環境整備計画」に基づき、公開運用計画を策定するとともに、公開に必要なサイン等の 作成を行うものです。

本丸御殿

二条城の本丸エリアは、3代将軍家光の時代に造成され、この時、御殿や天守が建てられましたが、いずれも18世紀後半に焼失しました。幕末には仮御殿が立てられましたが、明治初期に撤去され、空き地となっていました。1884年(明治17年)、二条城は皇室の別邸「二條離宮」となります。それに伴い、この本丸エリアには、1893年(明治26年)から1894年(明治27年)にかけて、京都御所の北東にあった桂宮家の邸宅(桂宮御殿)が移築され、新たに二条城の本丸御殿となりました。瀟洒な佇まいを示すこの建物は、近世後期の宮家の住宅建築として貴重であり、国の重要文化財(建造物)に指定されています。

1 名称

元離宮二条城本丸御殿公開運営計画策定及びサイン等作成業務委託

2 対象施設

(1) 名 称:元離宮二条城本丸御殿

(2) 所在地:京都市中京区二条城町541

3 履行期間

契約締結の日の翌日から令和6年3月31日まで

4 委託料の支払い条件

(1) 前金払行わない。

(2) 部分払行わない。

(3) 完了払完了後に支払う。

5 委託業務内容

(1) 元離宮二条城本丸御殿公開運営計画の策定

別紙「元離宮二条城本丸御殿等環境整備計画(抜粋)」をもとに、令和6年度以降の公開に向けた具体的な運営計画(経費の見積を含む)を作成する。加えて、後年度、電気設備等の公開環境の充実を行った場合に応じた運営計画を作成する。

(2) サイン及び解説設備の配置計画・作成・設置

上記(1)の計画及び本市が提供する日本語原稿や図面等のデータをもとに、下記に記すア〜エの看板等設備について、形状・寸法・素材・デザイン・設置方法及びその配置を提案し、作成・調達した躯体を現地に設置する。なお、文字の表記は日本語と英語の2か国語とし、翻訳も行う。

- ア 部屋名パネル24台
- イ 「殿上の間」「公卿の間」の展示解説 (一式)
- ウ 御殿外の公開周知サイン(御車寄付近1か所、本丸域1か所)
- エ 御殿内のサイン (順路表記、禁止事項、注意喚起、非常口) (一式)
- (3) 案内パンフレットの印刷用データの作成
 - 二条城事務所が提供する日本語原稿、各種図面データ、写真データを用いてA5判4頁、カラー刷のパンフレットデータを作成し、これをもとに英語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、韓国語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)への翻訳を行い、計8か国語版のパンフレット印刷用データを作成する。

(4) 諸設備発注仕様書案の作成及び概算の算出

上記(1)の計画及び本市が提供する図面等の資料を踏まえ、下記に記すア〜クの諸設備について、形状・寸法・素材・デザイン・設置方法を含めた発注仕様書案の作成と概算の算出を行う。 (諸設備の調達は令和6年度に別途発注予定)

- ア 下駄箱、手荷物ロッカー(一式)
- イ 段差解消スロープ(御殿内2か所、屋外から屋内1か所)
- ウ 非常用階段(縁側から屋外へ)(2か所)
- エ 結界 (観覧経路と部屋内の境、観覧経路と進入禁止区域の境) (一式)
- オ 柱、長押、鴨居、床(畳・絨毯の2種)の養生
- カ 杉戸展示用フレーム (大・小2組分)
- キ 雁之間戸襖雨水避け (一式)
- ク 障壁画用及び観覧経路用補助照明 (一式)

6 検討・設計の条件

- (1) 公開運営計画の作成においては、案内観覧方式と自由観覧方式のそれぞれについて、下記項目を比較検討すること。
 - ア 出改札の手法
 - イ 運営に必要なスタッフの人数
 - ウ 出札・改札・入殿から退殿までに至る観客の動線
 - エ 上記ア~ウ及び既存の入城料を踏まえた観覧料
 - オ 運営に係る経費の見積もり
- (2) 公開運営計画の作成においては、二条城以外の城郭、文化財建造物、美術館・博物館等施設の公開に係る運営を参考とし、上記ア〜オについて調査し、運営計画書に記載すること。
- (3) サイン及び解説設備及び案内パンフレットの翻訳は以下の手順を取ること。
 - ア 本市が提供する日本語原稿をもとに英語訳(ネイティブチェックを含む)を行う。
 - イ アで作成した英語訳を本市で確認し、英語訳を確定させる。
 - ウ イで確定した英語訳をもとに、ドイツ語、フランス語、スペイン語、韓国語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)の6か国語への翻訳(ネイティブチェックを含む)を行う。
- (4) 本丸御殿内における諸設備の意匠は、世界遺産二条城及び本丸御殿の歴史的・文化的価値を十分に理解し、その価値を損ねないものとすること。
- (5) 本丸御殿内における諸設備の設置方法は、本市と十分に協議を行うこと。原則として、本丸御殿内の設備設置には、釘等による固定方法は禁止とする。また、発注仕様書と概算には、諸設備の設置に伴う養生の仕様と費用も含むこと。
- (6) 本丸御殿内のサイン及び展示解説パネル、部屋名パネルのデザインは、二の丸御殿内や城内全体の看板との素材・意匠を踏まえ、全体で調和がとれたものとすること。

7 打ち合わせの回数・時期(見込)

- (1) 運営計画作成
 - 4回以上(令和5年8月下旬までに2回以上、10月中旬までに2回以上)
- (2) サイン及び解説設備の作成・設置
 - 3回以上(同年5月8月下旬までに1回以上、1月上旬までに2回以上)
- (3) 案内パンフレットの印刷用データの作成
- 3回以上(令和5年8月下旬までに1回以上、1月上旬までに2回以上) (4) 諸設備の発注仕様書案と見積もり作成
- 4回以上(令和5年8月下旬までに2回以上、10月中旬までに2回以上)
 - ※ (1)~(4)の打合せは同日に行ってもよい。

8 成果物

以下を元離宮二条城事務所へ提出する。

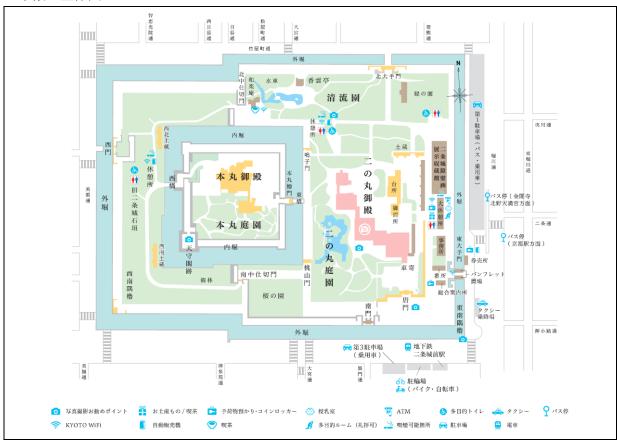
なお、(2)サイン及び解説設備については、出力用データをもとに作成した躯体を本丸御殿内の 各所に設置する。

項目	期限
(1) 運営計画(経費の見積りを含む)	令和5年10月31日
(2) サイン及び解説設備の作成・設置	令和6年 3月31日
(3) 案内用パンフレット8か国語分の印刷用データ	令和6年 3月31日
(4) 設備の発注仕様書案と概算の電子データ (イラストレーターデータ及びPDF形式)及び プリントしたもの(判型自由、1部)	令和5年10月31日

9 その他

- (1) サイン及び解説設備の出力用データ、案内用パンフレット(8か国語分)の印刷用データの版権は本市が有するものとする。受託者が撮影した写真の著作権は受託者が有し、広報物の印刷及びインターネット発信に関する二次使用権は本市が有する。ただし、受託者が撮影した写真を他の目的に使用する場合は、事前に本市から文書による承諾を得るものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた時は、本市と協議し、その決定に従うものとする。

二条城 全体図



本丸御殿 平面図

